

聴覚障害者、盲ろう者の事を知ってください

聴覚障害者(聞こえない、聞こえにくい人)や、盲ろう者(聞こえない、聞こえにくい+目が見えない、見えにくい人)は、地域の中で生活していますが、周囲の方々とのコミュニケーションが難しく、生活上不便や困難と感じていることもたくさんあります。

特に災害が起きた時は音や声による情報が伝わらないため、とても困ります。

皆さんの理解とちょっとした手助けがあれば不便なことや困難なことが減り、暮らしやすくなり、災害が起きた時も安心できます。

1. 聴覚障害者が不便、困難に感じていること

以下のようなことに不便、困難を感じています。

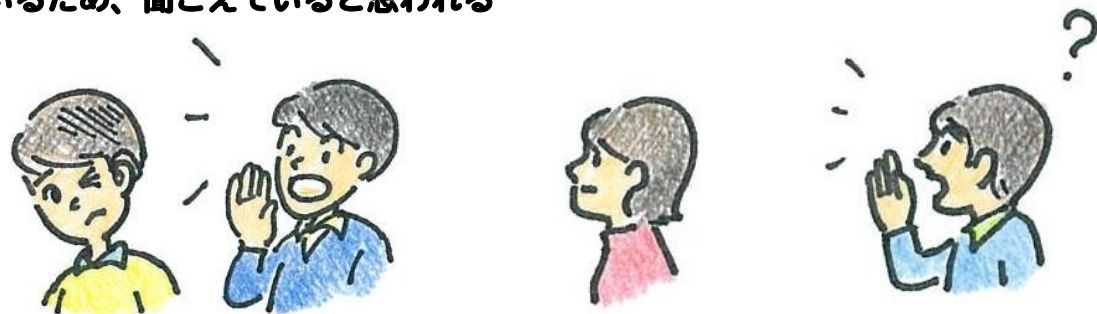
- ①行政や銀行の窓口、病院の受付で話がなかなか通じなくて時間がかかる
- ②自治会や学校のPTAなどの集まりで、周りの人とコミュニケーションがうまくできない
- ③電車が急に止まった時、理由がわからず不安になる
- ④医師・看護師とのコミュニケーションに困る
- ⑤狭い道路で後ろからくる車や自転車に気が付かないので、危険な目にあいやすい



2. 聴覚障害者は見た目(外観)だけではわかりません

聴覚障害者は見た目(外観)だけでは聞こえない(聞こえにくい)ことがわからないため、気づいてもらえず、以下のように誤解されることもよくあります。

- ①声をかけられても気づかないため、無視したと思われる
- ②補聴器を付けているので、大きな声なら聞こえると思われる
- ③普通に話せているため、聞こえていると思われる



3. 盲ろう者が不便、困難に感じていること

盲ろう者が不便、困難に感じていることは、左のことに加えて、以下のようなことがあります。

- ①音や光などの情報が入らないため、周囲の状況がわからず、状況に応じた判断、対応が困難である
- ②一人で外出することが困難である



4. 聴覚障害者、盲ろう者とのコミュニケーション方法

聴覚障害者、盲ろう者とコミュニケーションするには、いろいろな方法があります。その人に合わせた方法をお願いします。

(1) 手話・触手話・接近手話

- ・聞こえない人皆、手話ができるわけではありませんので、注意してください
- ・盲ろう者は一人一人触手話、接近手話、指文字、指点字、手のひら書きなどコミュニケーション手段がまちまちです



(2) 筆談

- ・手話がわからないときによく使います
- ・日本語が苦手な人もいますので、わかりやすく、箇条書きにしてください



(3) 身振り

- ・体、手の動きや形で伝えます

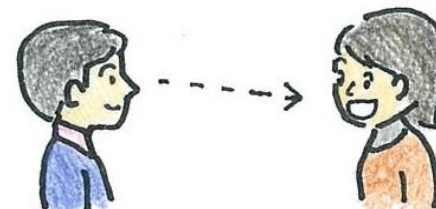


(4) 手のひら書き

- ・手のひらに文字を書いて伝えます
- ・盲ろう者に伝えるときよく使いますが、はっきり伝わるように一人一人に応じて、ひらがなあるいはカタカナでゆっくり書くなど配慮が必要です



この他、正面を向いて、ゆっくり、口の動きがはっきり見えるように話す方法もあります



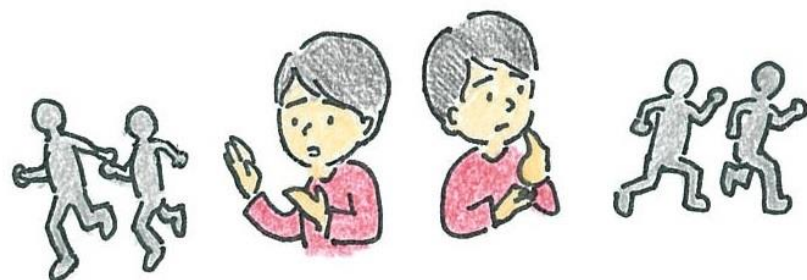
災害時における聴覚障害者、盲ろう者の事を知ってください

1. 災害が起きた時や避難所で困ること

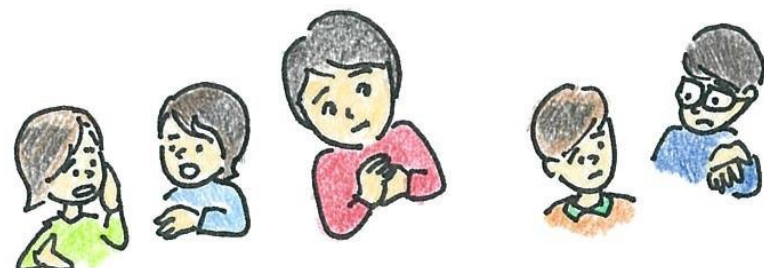
①大雨、川などの増水、
火事などの音が聞こえません



③状況がつかめず、
どうしたらいいのかわかりません



⑤周囲の人と
コミュニケーションが困難です



②防災無線や広報車、
館内放送が聞こえません



④避難所で物資や食料の配給
などの情報が伝わりません

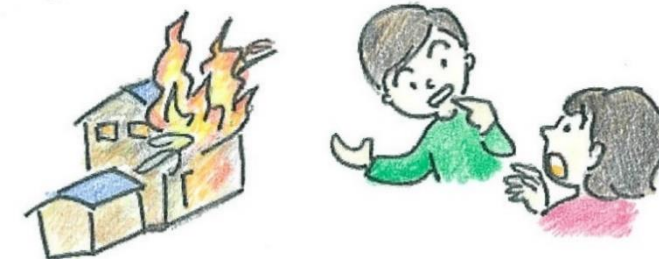


2. 災害が起きた時や避難所で支援してほしいこと

①聴覚障害者に対しては文字や絵など
目で見てわかる方法で、
盲ろう者に対しては手のひら書きなどで
伝えてください



②何が起きているのか伝えてください



③どうすればいいのか教えてください



④放送されている内容や情報を
文字で伝えてください



⑤救助に来たときは光など目でわかる方法で知らせてください
盲ろう者は、光や音で伝えても救助が来たことに
気づきにくいことが多くあります
事前に当事者と相談するなどして確実に伝わる方法を
決めておくようにしてください



⑥手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の
派遣制度を活用してください



発行：聴覚障害者災害対策救援神奈川県本部
公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会、神奈川県中途失聴・難聴者協会、神奈川県盲ろう者ゆりの会、
神奈川県手話通訳者協会、神奈川県要約筆記協会、神奈川県手話サークル連絡協議会、社会福祉法人
神奈川県聴覚障害者総合福祉協会（神奈川県聴覚障害者福祉センター）、神奈川県通訳・介助員の会
上記8団体を構成団体とし、神奈川県域の聴覚障害者に対する、災害対策を検討しています。
問い合わせ先（事務局）
神奈川県聴覚障害者福祉センター 住所：〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2
電話：0466-27-1911、FAX：0466-27-1225 発行日：平成29年3月
Email:office@kanagawa-wad.jp 改定日：令和5年9月